

ご対象スタッフの皆様へ

令和6年5月吉日
株式会社日本ワークプレイス

定額減税のための申告書のご提出について

令和6年6月から、所得税の「定額減税」が実施されます。

ご家族が減税の対象になるかをご確認してください。※裏面をご参照ください。

必要事項をご確認いただき、同封の申請書を

5/31(金)までにご返送ください。

※期限厳守※

5/31当日消印有効となりますので、返信用封筒をお使いください。

※切手不要ですので、必ず封をしてから、ポストへそのままご投函ください。

【ご注意】 期限を過ぎた場合のご依頼は受付出来ません。

過ぎた場合は、ご自身で確定申告等の対応をして頂くことになります。

予め、ご了承ください。

【同封されている書類】

- ① ご提出について(両面1枚)
- ② 申告書(1枚)
- ③ 返信用封筒

書き方がわからない場合は、
申告書の右上のQRコードを読み取って頂き、
ご確認ください。

【ご注意】

※消えないボールペンでご記入ください。(フリクションペン(消せるボールペン)・鉛筆記入は不可)

【確認内容】

【1】お名前(フリガナ)・住所の間違いないか、ご確認ください。

【2】下段部分(同一生計配偶者の氏名等・扶養親族の氏名等)に間違いないか、ご確認ください。

※変更・修正がある場合は、空いているところに、ご記載ください。又は二重線をひいてください。

【お問合せ先】本社▶電話 03-6430-9001 窓口▶スタッフさん総務室・業務部

月～木(月末を除く) 9:00～18:00

金・毎月末 9:00～17:30

※受付時間外もしくは上記時間内でも担当者が不在の場合は折り返しご連絡いたします。

「スタッフさんの氏名・社員番号(6ケタ)・派遣先企業名・担当営業名・繋がりやすい電話番号・時間帯など」をお伝え頂けると、よりスムーズです。

— 「扶養控除等申告書」を提出済みの方へのご案内 —

令和6年6月から、所得税・住民税の「定額減税」が実施されます!

*国税庁・定額減税特設サイト(令和6年2月16日時点)の情報を基に作成しています。

1 あなたのご家族が減税の対象になるか確認しましょう。



次の項目の両方に✓がついたご家族^{※1}が、減税の対象になります。

- 1年以上、日本に住んでいます。
- 給与年収は、103万円以下^{※2}です。

※1 あなたが扶養している家族が対象。他の人が扶養している家族は対象外。
※2 給与以外の収入がある場合、収入から求めた合計所得が48万円以下。

減税の対象となる
家族の人数

④ 人

2 あなたの減税額は?



減税の対象となる家族の人数に1(あなたの分)を足した人数から減税額を計算します。

■所得税 3万円 × ^{④+1} 人 = 減税額 万円

■住民税 1万円 × ^{④+1} 人 = 減税額 万円

重要!



通常の年末調整では申告が必要ない配偶者も、定額減税の対象となる場合があります。減税額を正確に計算するため、今年の年末調整では定額減税の対象者を申告してもらうことになります。なお、「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」を提出することで、6月から減税を受けることもできます。